

和泉市新庁舎整備基本設計概要(案)に関する パブリックコメントの実施結果について

1.パブリックコメントの実施状況

- (1) 意見募集期間：平成30年11月15日から平成30年12月14日まで
- (2) 意見をいただいた人数：3人
- (3) 提出方法の内訳（FAX:1件 Eメール:2件）
- (4) いただいた意見の件数：21件

分類	項目	意見件数
1	施設計画について	7件
2	駐車場・駐輪場機能について	2件
3	議会機能について	1件
4	庁舎機能の集約について	1件
5	誰もが利用しやすい庁舎への配慮について	10件
	合計	21件

2.意見の概要と市の考え方

設計案に関する意見・提案への対応区分

対応区分	項目	件数
A	意見内容を踏まえ、案を修正または、追加記載するもの	1件
B	記載済みのもの	1件
C	実施設計以降において考慮すべき内容とするもの	10件
D	意見を反映することが難しいもの	5件
E	質問、情報や感想、その他事項に関するもの	4件
	合計	21件

NO.	分類	いただいた意見	市の考え方	対応区分
1	1	外観パースが添付されており、(仮称)サトマチ広場からスカイテラスに上る階段がありますが、5ページの配置図には計画されていないように思われます。どちらが正しいでしょうか。	(仮称)サトマチ広場からスカイテラスに上る階段については、今回の配置図に記載できておりませんが、基本設計として外観パースの変更とあわせ、配置図にも記載いたします。	A
2	1	6階に断熱・冷却効果により、空調負荷が軽減できる屋上緑化を計画します。と記載され屋上に計画されていますが、空調負荷の軽減としては立派ですが、低層階に計画される方が市民啓発には最適ではないでしょうか。	お示しております基本設計(案)では、低層階部分に屋上が無く、議会フロアにある6階部分に屋上緑化を計画しております。	D
3	1	「市民の安全安心を支える庁舎」では、防災拠点として整備すると記載されていますが、災害が発生すれば近隣の市民の方々は一時的であると思われませんが、庁舎を一時避難所と活用されると思います。そのときの事を考えれば庁舎に設置する各階のトイレの数は男子トイレの便器数よりも女子トイレの便器数を増やすべきではないでしょうか。最近の公共施設では催し物をした時、女子トイレで長く並ぶケースが多々お見受けします。	災害時、庁舎に一時的に避難される市民も、安全が確認できれば指定避難所へ移動をお願いすることとなるため、通常利用を前提とした便器数の算定を行っています。	D
4	1	新庁舎(本館)1階平面図の吹き抜け部分には階段が計画されていますが、正誤表にその部分はエスカレーターを設置することとなっていますが、他市の庁舎の大半では階段になっていると思われまます。この建物の用途は医療・介護施設ではないと思います。身体障害者の来庁者にも優しくエレベーターが設置されていると思います。 なぜ平面図が出来てから急に必要となったのでしょうか。子や孫の負担にならないようランニングコストを計算されて設置となったのでしょうか。少なくとも市民にパブリックコメントを求めるのであれば、訂正後の平面図を提出するべきでしょう。	新庁舎は7階建てとなり、来庁者の移動が横移動から縦移動へと変わります。また、市民利用の多い窓口を1・2階に配置することで、1・2階の往来が見込まれることや、平面駐車場から立体駐車場に変わることで、1階だけではなく2階からの来庁者が増えることなどから、来庁される方々の負担軽減を図り、利便性を向上するため、混雑時の乗降待ち時間のないエスカレーターをランニングコストも踏まえた上で設置するものです。 なお、パブリックコメントの開始直前に、エスカレーターを設置することを決定したため、図面修正が間に合わなかったのですが、吹き抜けに設置する階段をエスカレーターに変更しても部分的な変更に留まり、平面計画等の全体計画に影響が生じないため、今後の事業者選定等のスケジュールを優先し、修正前の図面に追記する形としました。	D

NO.	分類	いただいた意見	市の考え方	対応区分
5	1	将来の変化に柔軟に対応できる執務スペースとあり、使いやすい奥行きとし将来の組織変更に柔軟に対応できる計画とあるが、将来の構想があるのでしょうか。あるのであればお示しいただきたい。	将来の組織変更に柔軟に対応できる計画としておりますが、組織変更については、実施するか否かも含め、現在、検討中です。	E
6	1	敷地中央に(仮称)イズミ広場を設け、市民が休憩したり、イベント会場として利用できる計画となっておりますが、イベント会場は理解できますが、市民が休憩したりとは、どのような時を想定されていますか。	新庁舎は市民が気軽に訪れることができ、過ごしていただく場にしたいと考えております。 例えば、お子さん連れの方から高齢の方まで、公園を散歩する感覚で新庁舎を訪れていただけるように、また、市役所に用事のない方も、自由に休憩していただくことを想定し、デッキのテラスや広場を設けております。	E
7	1	設計コンセプトに(1)環境への配慮、自然エネルギーの活用としまして南西面の窓面積を小さくし、南面に庇を設けることで、日射負荷を抑制したデザインとします。と記載されていますが、13ページの断面図では北面にバルコニーを設置しているため、南面の庇より長く突出し、日射負荷が大きいと思われそうですが南面の庇の出はいくらでしょうか。	南面の庇の出は1m程度を想定しています。	E
8	2	駐輪台数 来客者用105台と建築計画概要に記載されていますが、現在、庁舎の周りには職員用の単車や自転車が沢山駐輪されていますが、庁舎建設後は職員さんの単車や自転車の通勤は禁止される予定でしょうか。されない予定であれば職員用の自転車置場も計画されるべきでしょう。	基本計画どおり、庁舎敷地内に職員通勤用の自転車及びバイク置場を、来庁者用と区分して整備します。	B
9	2	一般車用、公用車用を明確に分離した駐車場計画となっております。と計画されていますが、現在、市役所裏側に駐車している一般車の駐車場は工事終了後すべて廃止される予定となっているためと理解してよろしいでしょうか。それで分離したと考えてよろしいですか。	現在の市役所西側平面駐車場は借地でありますことから、新庁舎整備後に地権者にお返しする予定であります。 また、新庁舎駐車場につきましては、有料化等を踏まえ、公用車と来庁者用とを分離しております。	E

NO.	分類	いただいた意見	市の考え方	対応区分
10	3	<p>6階に議会機能を集約して配置し、傍聴者と議員の動線を明確に分離しますとありますが、前回のパブリックコメントでも意見をのべさせていただきましたが、年間の稼働率から議会の閉会中は多目的に使えるようにと提案させていただきましたが、議論された結果、このような配置となったのでしょうか。近隣市では議場をコンサート会場にされているケースもあるようにお聞きしましたが。</p>	<p>議場を多目的に利用する場合は、段差をなくす等、議場に特化した機能が阻害される部分が生じ、また、本市の場合、庁舎敷地内にホールや会議室の貸館業務を行なっておりますコミュニティーセンターがあるため、議会との協議により、議場の一般利用は想定しておりません。</p>	D
11	4	<p>基本方針 庁舎整備の目的として、庁舎の分散化、狭隘化がうたわれています。8ページに部署名称がかかれていますが、現在、分散している上下水道部や保健センターを集約し市民サービスに繋げる必要があると思われれます。建物規模を7階が8階になろうとも市民にとって利便性の高い庁舎を目指すべきだと考えます。</p>	<p>基本計画策定段階でも整理を行ないましたが、上下水道部につきましては、市民のライフラインを維持する拠点として、耐震性能のある和泉中央施設を活用することが有利であることや、南部地域のインフラ整備を拡大する拠点として立地条件が良いことなどにより、和泉中央へ移転しております。</p> <p>また、保健センターにつきましては、専用で活用できる広い床面積の検診スペースが必要なことから、新庁舎へ移転統合をしておりません。</p> <p>なお、基本計画にも記載しておりますが、市では旧市立病院南館の活用について、保健センター及び教育センターの移転統合を含めた検討をしております。</p>	D

NO.	分類	いただいた意見	市の考え方	対応区分
12	5	<p>来庁時・館内での対応</p> <p>来庁時に、コンシェルジュのように、最後まで責任を持って担当してくれる案内役（通訳者）がいるといい。日本語での文字通訳が必要な中途失聴・難聴者等の聴覚障害者のために、受付や総合窓口と障がい福祉の相談窓口、議会で傍聴できる場所、会議室には、ヒアリンググループをつけたり、テレビモニターやタブレット端末に音声を変換するソフト（アプリ）の使える設備を付けてほしい。できれば、館内すべてで使えるように、タブレット端末等を受付で貸出、館内で利用できるようにしてほしい（持ち帰ったりしないように、利用者は登録制にするなど対応が必要）。</p> <p>Wi-Fi環境を後付するのは大変だと思うのでこの機会にお願いしたい（これは館内だけで構わない）。</p> <p>庁内LANやコミュニケーションアプリの導入は、聴覚障害職員にも役立つはず。さまざまな場面で、情報を確実に伝えるために、環境を整えていただきたい。</p>	<p>平成28年4月に障害者差別解消法が施行されており、誰もが利用しやすい新庁舎となるよう、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮して整備を進めます。Wi-Fi環境整備については、全館に業務用Wi-Fiを整備し、市民利用の多い1,2階には公衆用Wi-Fiの整備を計画しています。また、議場の傍聴席についてはヒアリンググループの設置を計画しており、今後、来庁者の応対時に必要となる個別の設備機器、備品の導入やソフト面の対応については、実施設計や新庁舎運用を検討する段階で、様々なコミュニケーション手段を研究します。</p>	C
13	5	<p>館内の施設・設備</p> <p>エレベーター・受付・待合室・総合カウンターのようなところには、音声アナウンスを文字で表示するような案内表示がほしい。</p> <p>特に災害時などは、どこで何が起きている、どこへ逃げればいいのかなどが伝わらないため。</p> <p>音声認識ソフト・アプリ・機器・音声認識システム</p> <p>例：「Shu R」「UDトーク」、「ドラゴンスピーチ」、「フェイスター」、「ブギーボード」</p> <p>今後、20年間で、後期高齢者が劇的に増えると予想されている。</p> <p>それは、身体、特に視覚や聴覚の障がい者（中途障がい者）が増えることにもなる。そのための早めの対応として考えていただきたい。</p>	<p>エレベーター内、待合室や庁内の視認性の高い場所に設置する情報モニターに、文字情報による案内を表示します。災害時の文字情報の提供についても、この情報モニターを活用いたします。</p> <p>来庁者の応対時に必要となる個別の設備機器、備品の導入やソフト面の対応については、NO.12に記載のとおり、今後、様々なコミュニケーション手段を研究します。</p>	C

NO.	分類	いただいた意見	市の考え方	対応区分
14	5	<p>普段の問い合わせ 健聴者であれば、開庁時間内であれば、いつでも電話で問い合わせができるが、聴覚障害者はそうはいかないので、気軽に問い合わせができるように、手話を利用する人にはビデオ通話、文字通訳を利用する人のためには、オンラインチャットのような対応ができるようにしてほしい。</p> <p>登録制で無料通話アプリのラインやスカイプのようなものを利用してもよいが、セキュリティの問題があるなら無料でも構わない。一般市民も問い合わせは有料なので。</p>	<p>聴覚障がい者によるお問合せ時のソフト面の対応については、NO.12に記載のとおり、今後、様々なコミュニケーション手段を研究します。</p>	C
15	5	<p>火災報知器について災害時、緊急時に視覚的にその状況が分かるようにキセノンランプが点滅する設備を備える。</p>	<p>火災報知器については、キセノンランプが点滅する設備を採用しており、実施設計で詳細な設置位置を計画します。</p>	C
16	5	<p>待合室で難聴者に職員からの呼び出しという患者案内端末（ナビット）を渡す。</p>	<p>難聴者の応対時に必要となる個別の備品の導入やソフト面の対応については、NO.12に記載のとおり、今後、様々なコミュニケーション手段を研究します。</p>	C
17	5	<p>聴覚障害者であることを職員がすぐにわかるようにファイル等に『耳マークシール』を貼ったり、スタンプを押したりする。</p>	<p>聴覚障害者の応対時に必要となる個別のソフト面の対応については、NO.12に記載のとおり、今後、様々なコミュニケーション手段を研究します。</p>	C
18	5	<p>受付では、『耳の不自由な人は筆談をしますので申し出てください』と記した電子標示板と『かきポンくん』（簡易筆談器）等を全ての課に設置する。また、会話できるUDトークも設置する。</p>	<p>窓口応対時に必要となる個別の設備機器、備品の導入やソフト面の対応については、NO.12に記載のとおり、今後、様々なコミュニケーション手段を研究します。</p>	C

NO.	分類	いただいた意見	市の考え方	対応区分
19	5	難聴者の聞こえを支援する設備ヒアリンググループを会議室や議会、市長室等に設置する。(床下に固定設置をする)	ヒアリンググループは議場の傍聴席の床に設置いたします。その他の場所においては備品の導入により対応します。	C
20	5	Wi-Fi環境を整備し、音声アナウンスを文字で表示できるような環境を整える。	全館に業務用Wi-Fiと、市民利用の多い1,2階に公衆用Wi-Fiの整備を検討しております。 また、エレベーター内、待合室や庁内の視認性の高い場所に設置する情報モニターに、文字情報による案内を表示します。	C
21	5	市議会の同時音声字幕配信システムの仕組みについて (1)議会での音声を電話を通じて、あるIT株式会社の遠隔情報保障センターのオペレーター(文字通訳者)が聞く (2)音声を聞いた文字通訳者は2名ペアで交互にパソコンに文字を入力することで同時音声文字通訳を行う。 (3)文字通訳した内容はインターネットに配信される。 (4)字幕の必要な方は、スマホやタブレット端末、パソコンなどインターネットに接続した端末でURLにアクセスすることで、どこでも内容を確認することができる。配信と同時に速報版議事録ファイルができるため、議事録の作成が容易にかつ早くできる。また議会で傍聴する聴覚障害者向けに音声を字幕に変換するタブレット端末「iPad(アイパッド)」用の無料アプリを活用する。 ろう者には傍聴者用の設置手話通訳者が配置されるが手話の知らない難聴者の席に同システムが導入されるようにする。	市議会の情報発信として必要となる個別の設備機器、備品の導入やソフト面の対応については、NO.12に記載のとおり、今後、様々なコミュニケーション手段を研究します。	C